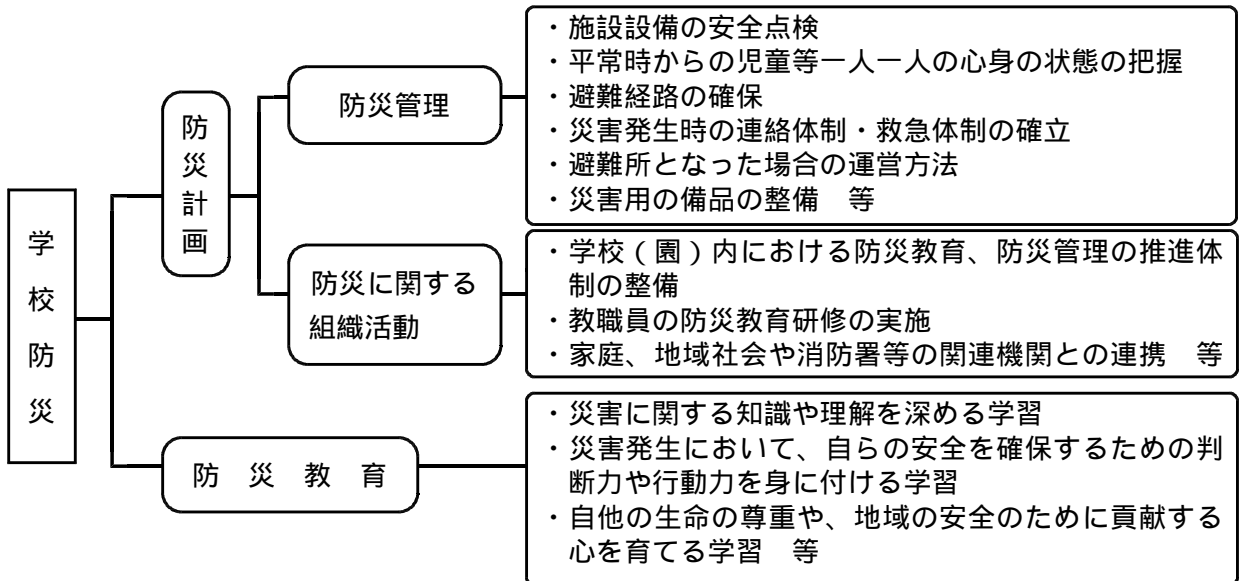


学校（園）における防災の在り方

1 学校防災の基本的な考え方

学校（園）における防災（以下「学校防災」という）は、学校安全の一環として行われるものであり、「防災計画」と「防災教育」の分野に分けることができ、前者はさらに、「防災管理」及び円滑に推進するための「防災に関する組織活動」の各分野に整理することができる。

これらを適切に推進することにより、幼児、児童及び生徒（以下「児童等」という）の安全確保と防災対応能力の向上を図らなければならない。



2 学校防災計画の作成

学校（園）における防災計画については、児童等の安全確保を第一に考え、予想しうるすべての事態に対し、適切な措置ができる体制を確立する必要がある。防災計画の作成にあたっては、日常の学校安全管理、避難訓練の実施、計画的・継続的な防災教育の展開などについては、児童等や地域の実態、学校規模に応じて作成するとともに、地域・関係機関と連携して作成する必要がある。また、関係法規、通達、被害想定等に基づき再検討を加えることが大切である。

なお、必要な事項については、児童等や家庭にも周知することが必要である。

3 防災教育の意義

学校（園）における防災教育は、安全教育の一環として行われるもので、以下の事項を通し、児童等に防災対応能力の基礎を培うものである。

- (1) 自然災害の発生メカニズムをはじめとして、地域の自然環境、災害や防災についての基礎的・基本的事項が理解できるようにする。
- (2) 災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じた確かな判断の下に自らの安全を確保するための行動ができるようにする。
- (3) 災害発生時及び事後に、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようにする。